



向井管理者に提言書を手渡す同懇談会の中田淳会長(左端) (11月9日)

経営健全化を提言 宇治市水道事業懇談会

水道部からの懇談会を受けていた水道事業懇談会(知識経験者・市民代表で構成・十一人)は、十一月九日、向井水道事業管理責任者に提言を行いました。

この「宇治市水道事業経営の当面の課題について」の提言は、市水道事業会計の単年度赤字額が今年度末には約三億九千万円になると見込まれることから、地域住民の負担を軽減し、

水道部の経営の在り方を将来計画などについて検討の機会を受け、出されたもの。主な内容は次のとおりです。

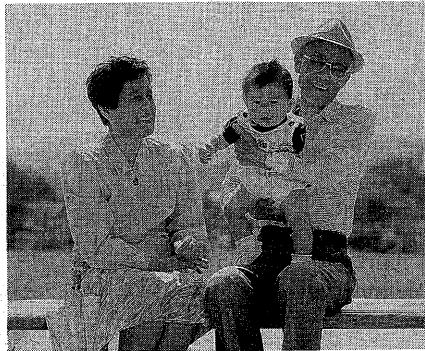
- 安全でおいしい水の供給を目指して
- 経営の効率化について
- 消費税の負担や、給水量の約六五割を占める京都府営水道の受水料金の引き上げ、景気の沈滞による料金収入の鈍化、さらには加入金・受け取り利息の落ち込みなどにより、昨年度は単年度純損失が発生。このままでは、八年度末には約十三億四千円もの累積欠損金が生じる見込みとなる。こうした状況を踏まえ、当面の対策として、六年度から一九年度の料金改定が必要となる。

市水道部では、この提言の趣旨を十分に尊重し、水道事業の発展に積極的取り組みを怠りなく進めていきます。市民の皆さんにも、ご協力をお願いします。

◆この宇治市政だよりは、再生紙を使っています。限りある資源を大切に◆

宇治に住み続けたい

6割以上の人が回答



市民意識調査結果まとまる

あなたは、自分が住んでいる宇治市について、どんなイメージを持っていますか? 将来どんなまちになればいいと思いますか? 市では、七月に「市民意識調査」を実施。この結果がまとまりました。それによると、五割を超える人が、将来目指すべき都市像として「自然環境に恵まれたみどり豊かな都市」を挙げています。市では、この調査結果を貴重な資料として、市民の皆さんの考えを反映したまちづくりを進めていきます。

将来の宇治市は:

自然環境に恵まれた みどり豊かな都市

宇治のイメージと目指すべき方向性については、次のような結果となりました(いずれも複数回答)。

- 宇治市のイメージは、「京都や大阪の近郊にある住宅都市」が二九・一%。続いて「歴史や文化に恵まれた伝統ある都市」の二六・六%、「自然環境に恵まれたみどり豊かな都市」の一九・二%となっています。
- 宇治市の魅力は、「宇治茶や平等院のよさに全国に誇れるものがある」が四八・三%。続いて「宇治川などの自然環境に恵まれている」の四三・九%、「太陽が丘や天ヶ瀬森林公園などのスポーツ・レクリエーション施設が整っている」の三一・六%となっています。
- 将来目指すべき宇治市の都市像は、「自然環境に恵まれたみどり豊かな都市」が五二・二%。続いて「高齢

市民意識調査について

市では、平成12年を目標年とする第3次宇治市総合計画に基づき、「みどり豊かな、住みたい住んでよかった都市」の実現に向けたまちづくりを進めています。この調査は、その一環として、市民の皆さんの意向を把握し、まちづくりに生かしていくために行なったものです。

▶対象…市内在住の20歳以上の人から無作為抽出した3048人と、市政モニター186人 ▶調査期間・方法…今年7月13日～30日の間に郵送で ▶回収率…68・9%。

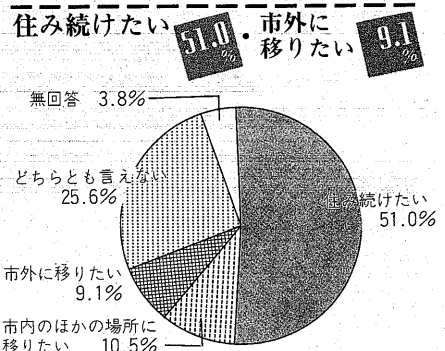
高齢化社会に対応するためには… 寝たきりや一人暮らしの 老人の在宅福祉の充実

産業や文化、高齢化社会への対応などの分野で望まれる施策については、次のような結果となりました。

●「寝たきりや一人暮らしの老人の在宅福祉の充実」は、五二・二%。続いて「老人医療の充実」の三八・四%、「老人ホームなどの施設の整備」の三四・九%となっています。

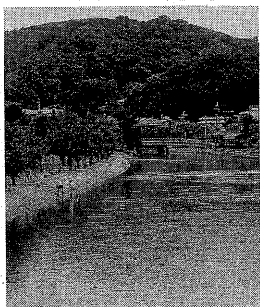
●「高齢化社会に対応するために必要な施策は、「寝たきり老人や一人暮らし老人への在宅福祉の充実」が五二・二%。続いて「老人医療の充実」の三八・四%、「老人ホームなどの施設の整備」の三四・九%となっています。

現在の場所に住み続けたいですか?



「現在の場所に住み続けたいか」という問いに対する回答は、上のグラフのとおり、「住み続けたい」、「市内のほかの場所に移りたい」と回答した人を合わせると、六割強の人が市内での定住意向を持っていることがわかります。

なお、「市外に移りたい」と回答した人は、「住宅が狭い」、「環境が悪い」、「通勤・通学に不便」などをその理由に挙げています。



潤いあるまちづくりのため、宇治川周辺の整備が望まれています

「市民意識調査報告書」を 刊行

希望の人は企画課へ
この調査の結果をまとめた「市民意識調査報告書」は、市役所一階の行政資料コーナーで閲覧できます。

また、報告書の概要版を三百円でお分けします。調査内容は新聞で紹介したものほか、「自由時間の過ごし方」地域活動への参加状況など。希望の人は企画課(内線2000番)へ。

同和問題の解決をみんなの手で

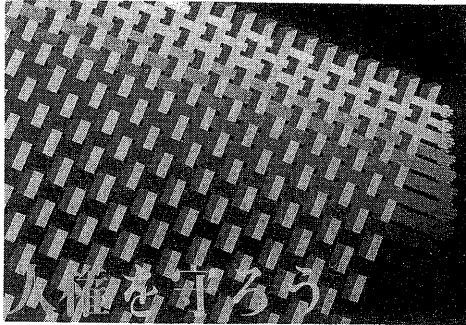
一九四八年(昭和二十三年)十二月十日、国連総会で『世界人権宣言』が採択されました。これを記念して十二月十日が『世界人権デー』と定められました。我が国でも十二月四日から十日までの一週間を『人権週間』とし、人権を尊重する社会を築いていくための様々な取り組みが進められます。

今年は『世界人権宣言』から四十五周年。国連の定める『国際先住民年』でもあります。この記念すべき年に、今一度、人権の大切さについて考えてみて下さい。

永久の権利

世界人権宣言は、第一条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたっています。

また我が国の憲法も「基本的人権の尊重」を基調として、人権として生きるうえで誰もが持つ「健康で文化的な生活を送る権利」を「希望する仕事に就く権利」として保障しています。



平成5年度「人権擁護啓発ポスターコンクール」
努力賞 北宇治中学校3年 森本真理子さんの作品

私たちの課題

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

この間、一九六九年(昭和四十四年)に同和問題を早期に解決するための「同和对策特別措置法」がその結果、住宅や道路の

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。

「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」として、国の同和対策審議会が設置され、二十八年が経過しました。



平成5年度「人権擁護啓発ポスターコンクール」
佳作 宇治中学校1年 松村峰治さんの作品

人権府民のつどい93

- ◎6日(月)、京都産業会館
■正午～午後4時半、8・9階フロア
あなたの相談室、ふれあい広場など
■午後2時～4時半、8階シルクホール
I 人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式
II トーク&ハーモニー
シナリオ作家・丘乃れいさんの講演、タイムフリップ・愛を歌う
▷申し込みは、京都府・府民相談室(京都市上京区下立売新町西入ル、☎075-414-4233)へ電話かほかで。先着順。手話通訳、点字プログラム、保育室もあります。

人権週間記念講演会

- ◎3日(金)午後1時半～
◎文化センター小ホール
◎入場自由・無料
■講演「差別のかたち」
京都文教短期大学副学長 後藤 慶次さん
■講演「女の土俵・男の土俵」
～残ったのこった夢話～
講師 宝井 琴桜さん
◎当日、手話通訳・要約筆記あります。問い合わせは同和対策室(内線2221)へ。

みんなの手で

人権は、よく空気や水に例えられます。空気や水が、人の生命を維持していくのにならなければならぬのと同じく、人権は、人が人間らしく生きていくためになくてはならないものです。

しかし、日々の生活を送る中で、人権を尊重し、大切にする意識が、その大切なものを見失ってしまっているように、気が付かない間に人権を侵したり、奪ったりしていることがあります。

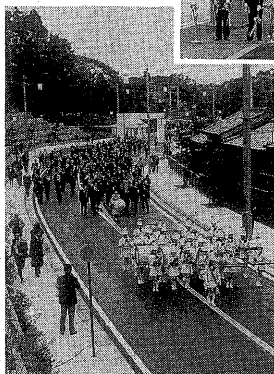
人権は、現在だけでなく将来にわたって人間として生きていくためには、基本的な原理であり、決して譲れないものです。

今一度、人権を尊重し、大切にする意識を、この大切なものを見失ってしまっている間に人権を侵したり、奪ったりしていることがあります。

今一度、人権を尊重し、大切にする意識を、この大切なものを見失ってしまっている間に人権を侵したり、奪ったりしていることがあります。

今一度、人権を尊重し、大切にする意識を、この大切なものを見失ってしまっている間に人権を侵したり、奪ったりしていることがあります。

カメラでおじゃま



平等院周辺の交通混雑の緩和と歴史街道づくりの役割を併せ持つ、府道・塔ノ川バイパスが二十二日(月)開通。荒巻知事や石井助役らによるテープカットとくす玉割りに続いて、荒巻道の鼓隊を先頭に通り初めを行いました。

人権擁護委員(敬称略)

氏名	住所	電話番号
青山 一雄	宇治善法11-5	21-4380
東 重子	羽衣子町22	43-7723
飯塚 久子	木幡松尾32	31-8792
井戸田 佩	木幡龍小路4-8	31-8489
北川 稔	伊勢町毛路40	41-7260
柴田 定治	木幡平尾17-63	31-8883
谷口 武治	宇治宇文字11-12	21-4611
福島 秀次	広野町寺山53-3	43-2689
藤原 了孝	五ヶ庄大林43-1	31-8532
前川 桂子	荒道丸山1-69	21-3458

城南人権擁護委員協議会 京都府法務局宇治支局と市では、人権週間の行事の一環として、人権特設相談所を開設します。

相談は無料、秘密は守られます。ぜひご利用下さい。

▽日時：12月9日(木) 午前10時～午後3時
▽場所：宇治・木幡・広野の各公民館(相談内容：①差別いじめを訴えたい ②苦情や信用を傷つけた ③業務的ないじめを訴えたい ④児童や生徒がいじめや仲間はずれにあった ⑤)

また、左妻の人権擁護委員の自宅でも、随時相談に応じています。問い合わせは広報課市民相談係(☎内線2007)へ。

あなたもわたしもする人権
12月9日(木) 人権特設相談所開設

保健・衛生・相談(12月分)

献 血

- 17日(金)、午前10時～正午と午後1時～3時半、京阪宇治交通(株)宇治車庫。

飼えなくなった犬・猫

- 毎週月曜、午前9時～10時半、宇治保健所。ただし、27日(月)は除く。

相談あんない

- 青少年相談 15日(木)、午後1時～4時、宇治公民館。
■法律相談 毎週木曜、午後1時半～3時半、総合福祉会館。定員は1回につき先着10人。社会福祉協議会 ☎22-0600へ電話予約を。受け付け順に相談日・

時間を決めます。

- 社会保険相談所 10日(金)=木幡公民館、24日(金)=宇治公民館。いずれも午後1時～4時。国京都南社会保険事務所 ☎075-643-3541。
■京都府交通事故相談 8日(木)・22日(木)、午前9時～午後4時、京都府宇治地方振興局。国同振興局 ☎21-2049。

- 暴力にかかわる困りごと相談 6日(月)、午前9時～午後4時、京都府宇治地方振興局。電話での相談も可。国京都府暴力追放運動推進センター ☎075-451-8930。

市、社会福祉協議会では、このほかにも各種相談事業を実施しています。詳しくは5年度版「市民カレンダー」と手引き、「市民の手引き」をご覧ください。

図書館(12月分)

おはなし会

3歳以上の子供が対象。内容は読み聞かせ、紙芝居ほか

- 中央 8日(木)
○東宇治 1日(木)
いずれも午後3時半～4時

おはなしまたてばこ

子供から大人まで年齢問わず。内容は主にストーリーテリング

- 中央 18日(土)
午後3時～3時半
○東宇治 15日(木)
午後3時半～4時

問い合わせ

中央図書館 ☎20-1511
東宇治図書館 ☎32-2232

移動図書館「そよかぜ」巡回日程

日	地区	駐車時間	駐車場所
1日(木)	平尾台	14:40～15:50	平尾台第1児童公園
2日(木)	羽戸山	10:00～11:00	羽戸山集会所横
	福角	13:30～14:20	五ヶ庄南町市営住宅
3日(木)	岡屋	14:50～15:40	岡屋小学校
7日(木)	木幡	13:30～15:30	木幡公民館前
	六地藏	13:30～14:00	六地藏公会堂前
8日(木)	御蔵山	14:20～15:50	御蔵山小学校
	北小倉	13:30～15:30	北小倉小学校
9日(木)	南小倉	10:00～11:10	南小倉小学校
	吹前	14:30～16:00	横島小学校
10日(金)	南陵町	10:00～11:00	南陵第2児童公園
	遊田	14:00～15:30	西小倉中学校北門
	三宅戸	10:00～11:00	府宮三宅戸団地内
14日(木)	志津川	13:30～14:00	志津川バス駐車場
	明星町	14:20～15:20	汚水処理場横
15日(木)	緑ヶ原	13:30～15:30	緑ヶ原産田緑地
16日(木)	広野	15:00～16:00	大久保小学校
17日(金)	横島	13:30～14:20	南小倉12の通り 八木カレッジ
	藤山	14:50～15:40	ユニチカ社宅前
	大久保	10:00～11:00	日原公会堂前
21日(木)	西大久保	13:30～14:20	西大久保小学校
	平盛	14:40～15:50	平盛小学校
22日(木)	伊勢田	13:30～15:30	伊勢田小学校
24日(木)	北横島	14:00～15:30	北横島小学校

※「吹前」の駐車時間が14:30～16:00に変更になります。

12月の燃えないごみ・し尿収集日程

燃えないごみ(環境事業所 ☎内線 3003)

4	15	25	1/8	六地藏(JR以东・以北の全域) 木幡(JR以东の全域) 平尾台(全域) 五ヶ庄(広岡谷、JR以东の芝ノ東)
6	16	26	1/10	六地藏(JR以西・以南の全域) 木幡(JR以西の全域) 五ヶ庄(一・二・三番割、梅林、大林、折坂、北ノ庄、新開、高峯山、谷前、壇ノ東、寺界道、西浦、西川原、西田、野添、雲雀島、平野、古川、JR以西の芝ノ東、JR以东の福角、京大倉)
7	17	27	1/11	五ヶ庄(一里塚、上村、大八木島、岡本、瓦塚、戸ノ内、日皆田、JR以西の福角) 萬全(全域) 羽戸山(全域) 志津川(全域) 明星町(全域) 宇治(老番、乙方、金井戸、下居、善法、塔川、東内、東山、又振、妙楽、山田、山本、蓮華、JR以南の宇文字・里尻) 白川(全域) 横島町(大島)
8	20	28	1/12	宇治(池森、大谷、米阪、蛇塚、式番、野神、琵琶、JR以南の御廟・天神・矢落・若森、老番一部(都計道路以西)、下居一部(上権現町)) 琵琶台(全域) 折居台(全域) 天神台(全域) 南陵町(全域) 神明(全域) 小倉町(奥畑) 羽拍子町(JR以东の全域) 開町(JR以东の全域) 広野町(小根尾一部)
9	21	29	1/13	広野町(新成田・成田・小根尾一部の3地域を除く全域) 大久保町(全域) 寺山台(全域) 府宮西大久保団地(1棟～21棟・44棟)
1	10	22	1/5	小倉町(新田島を除く近鉄以东の全域、西山) 横島町(外一部(寺内町内会)) 羽拍子町(JR以西の全域) 開町(JR以西の全域) 伊勢田町(井尻、ウトロ、浮面、大谷、蔭田、北山、毛語、新中ノ荒、中荒、中ノ田、中山、南山、若林、名木) 広野町(新成田、成田) 府宮西大久保団地(22棟～43棟)
2	13	23	1/6	小倉町(西山を除く近鉄以西の全域) 伊勢田町(砂田、中遊田、南遊田、遊田) 安田町(全域)
3	14	24	1/7	宇治(蔭山、小桜、戸ノ内、半白、樋ノ尻、JR以北の宇文字・御廟・里尻・天神・矢落・若森) 横島町(大島・外一部(寺内町内会)を除く全域) 小倉町(新田島)

し尿(城南衛生管理組合 ☎075-631-5171)

9	30	寺界道、古川、西田、北ノ庄、大林、芝ノ東(JR以西)
10	1/5	野添、谷前、梅林、西浦(JR以西)、新開(JR以西)、平野(JR以西)、折坂(JR以西)、笠取、池尾、門前、池尾、岡谷、只川、河原
13	1/6	福角(JR以西)、日皆田、岡本、上村、大八木島、一里塚、戸ノ内、車田、丸山、平町
14	1/7	荒根、田中、大垣内、妙見
15	1/8	谷下り(全域)、出口(全域)、森本(全域)、中筋、大谷、東中、西中、敷里、段ノ上、東集上り、西集上り
16	1/10	折坂(JR以东)、平野(JR以东)、福角(JR以东)、一番割、二番割、三番割一部
17		南端(JR以东)、芝ノ東(府道両側)、西浦(JR以东)、新開(JR以东)、三番割
18		南山(A)、中村(さつきヶ丘)、広岡谷、芝ノ東(府道以东)
20		南山(B)、金草原
1	21	六地藏(JR以东・以北の全域)、陣ノ内(JR以东)、正中(JR以东)、御園、南山畑、北山畑、中村(JR以东)、大瀬戸(JR以东)、東中(JR以东)、北島一部、北御蔵山(平尾)、中御蔵山、南御蔵山、畑山田、花摘、赤塚
2	22	北島、松尾、平尾、須留、炭山
7	28	六地藏(JR以西・以南の全域)、陣ノ内(JR以西)、正中(JR以西)、河原、北島、東中(JR以西)、西中、大瀬戸(JR以西)、内畑、熊小路、中村(JR以西)、西浦、南端(JR以西)、壇ノ東
10	1/5	半白、志津川
14	1/7	乙方、山本、蔭山、東内、又振、山田、紅斎
18		田原、旦様、井ノ尻、北ノ山、山ノ内、西裏
20		戸ノ内、矢落(JR以北)、若森(JR以北)、寺山(JR以西)、茶屋裏、久保(JR以西)、上ノ山、大竹、南ノ口、平盛
1	21	石塚(心華寺通り以西)、丸山、一里山(府道以南)、桐生谷(JR以西)、東裏(JR以西と府道以南)、白川、金井戸
2	22	式番(府道以北)、池森、米阪、蛇塚、里尻(JR以北)、小桜、樋ノ尻、石塚(心華寺通り以东)、宮北一部、寺山(JR以东)、宮谷、尖山一部(4番地)、中島、久保(JR以东)
3	24	一里山(府道以北)、桐生谷(JR以东)、東裏(JR以东の府道以北)、開町
4	25	宮東、宮西、宮北
6	27	大谷、野神一部、小根尾、大開、尖山一部(2番地・6番地)
7	28	野神、大谷一部(上権現町を含む)、琵琶、式番(府道以南)、矢落(JR以南)、若森(JR以南)、宇文字、妙楽(宇治橋通り以北)、妙楽(宇治橋通り以南)、里尻(JR以南)
8	29	下居、善法、老番(宇治橋通り以南)、妙楽(宇治橋通り以南)、蓮華、塔川
9	30	南浦(30～33、80～98、100～110)、大京団地、山際一部
10	1/5	山際
13	1/6	寺内、久保、天王(府道以北)、老ノ木、西山(旧国道〈府道〉以东)、蓮池
14	1/7	天王(府道以南)、東山、中畑、西畑
15	1/8	西浦、南堀池(田中、大和一部西2号通り以北)、堀池
16	1/10	南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)、南堀池(大和32～36)
17		南堀池(大和)、南遊田、遊田、砂田、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町
18		中山(近鉄以西)、毛語、若林、南山、ウトロ
20		神楽田(山中含む)、西山(旧国道〈府道〉以西)、中央台、北山A・B・C・D団地、毛語(府道以北)、若林一部
1	21	中山(近鉄以东)、大谷、羽拍子町
3	24	春日森、一ノ坪、島前、大町、石橋(大川原線以西)、中川原(大川原線以西)、大川原、東目川、西目川
4	25	南落合(0の通り～13の通り)
6	27	園場(大川原線以北)、大幡、北内、門口、幡貫、郡、石橋(大川原線以东)、吹前(市営住宅)
7	28	中川原(大川原線以东)、十一(大川原線以东・国道以东)、十六(国道以东)、十八(国道以东)、吹前(市営住宅除く)
8	29	南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)

年末年始と1月分の日程表は12月21日号で

燃えるごみの年末年始分、燃えないごみ・し尿の6年1月分の収集日程は「市政だより」12月21日号に掲載します。ご注意ください。(環境事業所・城南衛生管理組合)

燃えるごみの年末年始分、燃えないごみ・し尿の6年1月分の収集日程は「市政だより」12月21日号に掲載します。ご注意ください。(環境事業所・城南衛生管理組合)

お願い

ごみ袋は、片手で持てる大きさと重さで、口をしっかり結んで、決められた場所に出してください。

◎し尿収集漏れの場合は、収集口側から確認のうえ、翌日(日・祝日の場合はその翌日)に城南衛生管理組合へご連絡を。